

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
がと日、
の翌日)

◇条 目 次
例 鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十五号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の二十四中「附則第十一条の四第十五項」を「附則第十一条

の四第十三項」に改め、同条第三号中「附則第九条の五第二項」を「附則第九条の四第二項」に改める。

第六十八条の二十五第一項及び第二項中「附則第十一条の四第十六項」を「附則第十一条の四第十四項」に改める。

附則第四十九項中「昭和五十九年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで」を「昭和六十三年四月一日から昭和六十五年三月三十一日まで」に、「九月」を「七月」に改める。

附則第五十一項及び第五十二項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

附則第五十四項中「昭和六十二年度分及び」を削り、「昭和六十二年度分」を「同年度分及び昭和六十四年度分」に改め、「次項」の下に「及び附則第五十六項」を加える。

附則第五十五項中「附則第六十項」を「附則第六十一項」に改める。

附則第七十項を附則第七十二項とし、附則第六十九項中「附則第六十五項」を「附則第六十七項」に改め、同項を附則第七十一項とする。

附則第六十八項中「附則第六十五項」を「附則第六十七項」に改め、同項を附則第七十項とする。

附則第六十七項中「附則第六十五項」を「附則第六十七項」に改め、同項を附則第六十九項とし、附則第六十三項から第六十六項までを二項ずつ繰り下げる。

附則第六十二項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十八年三月三十一日」に改め、同項を附則第六十四項とする。

附則第六十一項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十八年三月三十一日」に改め、同項を附則第六十三項とし、同項の前に次の一項を加

える。

62 昭和六十四年自動車排出ガス規制適合車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第三百三十五条の六及び附則第五十九項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第五十九項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

- 一 昭和六十三年四月一日から昭和六十四年九月三十日まで 百分の〇・二五

- 二 昭和六十四年十月一日から昭和六十五年二月二十八日まで 百分の〇・一二五

附則第六十項中「附則第五十八項」を「附則第五十九項」に改め、同項を附則第六十一項とする。

附則第五十九項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、同項を附則第六十項とする。

附則第五十八項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十八年三月三十一日」に改め、同項を附則第五十九項とする。

附則第五十七項中「昭和六十三年三月三十一日」を「昭和六十五年三月三十一日」に改め、同項を附則第五十八項とし、附則第五十六項を附則第五十七項とし、附則第五十五項の次に次の一項を加える。

56 道路運送車両法第四十一条の規定により昭和六十四年十月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準に適合する自動車で法附則第十二条の三第二項の自治省令で定めるもの（附則第六十二項において「昭和六十四年自動車

排出ガス規制適合車」という。）に対して課する自動車税の税率は、昭和六十三年度分及び昭和六十四年度分の自動車税に限り、第一百十条及び第一百一条の規定にかかわらず、昭和五十九年条例第十二号による改正前の鳥取県税条例第一百十条及び第一百一条に規定する税率とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正前の鳥取県税条例（以下「旧条例」という。）附則第四十九項の規定は、昭和六十三年四月一日前に新築された同項の住宅については、なおその効力を有する。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 旧条例附則第五十四項に規定する電気を動力源とする自動車又は同項に規定するメタノール自動車に対して課する昭和六十二年度分の自動車税については、なお従前の例による。